

多賀町人権擁護に関する条例

平成9年4月1日施行

(基本構想)

人権の尊重が平和の基礎であることは、世界の共通の認識となり、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶ事が出来ます。

一方今日においてもあらゆる社会的差別や人権侵害はなお存在し、時代の進展にともない、人権意識の教育・啓発、さらに人権侵害に対する救済等の具体的な行動が求められています。

そのため、人と人の繋がりに注目し、一人ひとりの人権を尊重した取り組みを推進していかなければなりません。

この条例は多賀町民として住みよいまちづくりのための日常の心構えとした多賀町民憲章、すべてのいのちを大切にし、互いの人権を尊重する多賀町人権尊重まち宣言に基づきあらゆる差別や、人権侵害をなくし、さらに環境、地域貢献を視野に入れたまちづくりを実施するうえで、我々一人ひとりが日常から心がけなければならないことやしなければならないことを互いに明らかにするとともに、積極的に行動を起こしていく明確な共通理念を提言するものです。

(前文)

多賀町は、住みよいまちづくりのための日常の心構えとして多賀町民憲章を制定し、つづいて、すべてのいのちを大切にし、たがいの人権を尊重するため多賀町人権尊重のまち宣言をした。

これらの理念に基づき、町民一人ひとりが、日常から心がけ実践すべきことを明らかにするとともに、積極的な行動によりあらゆる社会的差別や人権侵害をなくし、さらに、環境、地域貢献へと意識を広げ、人権を尊ぶまちづくりと差別のない地域社会を実現するためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、多賀町民憲章および多賀町人権尊重のまち宣言の理念に基づき、町民の人権を擁護するとともに人権意識の高揚を図りあらゆる社会的差別や人権侵害のない明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、全ての行政の分野において必要な施策の積極的な推進に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、一人ひとりの人権を尊重・擁護しあらゆる社会的差別およびこれを助長する行為をしてはならない。

2、町民は、第2条に定める施策の推進に協力するとともに自己啓発に努めるものとする。

る。

(施策の推進)

第4条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、地域、企業、関係行政機関および団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、不当な差別を許さない世論の形成と社会的環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第5条 町はこの条例の目的を達成するため、必要に応じ調査等を行う。

(推進体制)

第6条 町は、この条例の目的を達成するため人権擁護推進委員会を置く。

2、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

付則

この条例は公布の日から施行する。